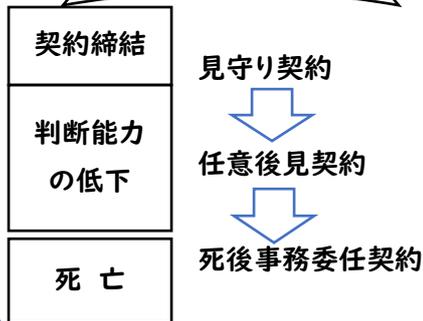


# 任意後見制度の利点を生かそう！！



## 将来型

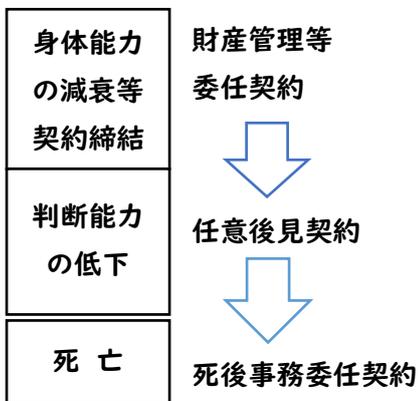


## 【将来型】

将来、判断能力が低下した時に支援をしてほしい方は、任意後見契約と合わせて『見守り契約』(本人の判断能力が十分な間から、継続的な見守りを行う契約)の締結を行うタイプです。  
任意後見受任者が定期的に連絡を取り合うことで、本人の変化にいち早く気づくことができるとともに、本人にとってのきめ細かな支援にもつながります。



## 移行型



## 【移行型】

判断能力がしっかりしていても、現在すでに身体が不自由であったり、日々の財産管理が不安な方は、任意後見契約と合わせて、『財産管理等委任契約』(任意後見受任者の支援を必要とする行為について定期的な見守りだけではなく、代理権を与えて財産管理を委任する契約)の締結を行うタイプです。

本人の判断能力が低下した後は任意後見に移行し、任意後見監督人の監督の下で財産管理等の事務を行うものです。財産管理の受任者と任意後見人を同一とするのが通常の形でこの二つの契約は一つの公正証書で契約することが可能です。



## 全国でみる成年後見制度！！

- ☆成年後見関係の申立件数  
40,951件(前年は39,719件)
  - ☆後見開始の審判の申立件数  
28,358件(前年は27,988件)
  - ☆保佐開始の審判の申立件数  
8,952件(前年は8,200件)
  - ☆補助開始の審判の申立件数  
2,770件(前年は27,988件)
  - ☆任意後見監督人選任の審判の申立件数 871件(前年は879件)
  - ☆山形の申立件数 237件内市町村申立件数 91件(38.4%)
- ※出典：  
最高裁判所事務総局家庭局  
成年後見関係事件の概況  
令和5年1月～12月より

## 元気なうちに『自分らしい生き方を自分で決める!!!』

任意後見制度は、将来の判断能力の低下に備え、自分のことをお願いしたい人と予め支援してほしい内容を決め、公正証書による契約として法務局に登録します。

将来判断能力が低下した時に、家庭裁判所に監督人選任の申立てを行い、審判後に任意後見契約による支援がはじまるのが任意後見制度です！！

任意後見制度についてもご相談受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

☆ご来所でのご相談は事前予約をお願いします。☆

社会福祉法人山形市社会福祉協議会 山形市後見センター  
〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号  
☎023-674-0680

